

(様式 2 : 公表用)

平成 21 年 2 月 20 日  
社団法人糸魚川法人会  
会長 高瀬 衛

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について（報告）

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「改正国公法」という。）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 12 条並びに独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正独法通則法」という。）第 54 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号。以下「退職管理政令」という。）第 32 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号。以下「役員政令」という。）第 18 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条及び附則第 3 条の諸規定（以下「密接関係法令」という。）に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨報告いたします。

[本件連絡先]

電 話 025-550-4011  
F A X 025-550-4010  
電子メール itonishi@fsinet.or.jp